

# 京都市立堀川高等学校振興会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は京都市立堀川高等学校振興会と称する。

第2条 本会の事務所は京都市立堀川高等学校に置く。

第3条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1 正会員 京都市立堀川高等学校在籍生徒の保護者
- 2 賛助会員 本会の活動に賛同し会費を納入した者

## 第2章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

会長（1名）、副会長（3名以内）、理事（10名以内）、会計（1名）、監事（2名）

第6条 本会に顧問を置くことができる。

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の仕事を代行する。
- 3 理事は会長の指示を受け会務を処理する。
- 4 会計は会計仕事を管理する。
- 5 監事は会務及び会計仕事を監査する。

第8条 顧問は会務が円滑に進行するよう役員を補佐する。

第9条 役員及び顧問の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 役員を選出方法は次の通りとする。

- 1 正会員で構成する役員候補者推薦委員会（以下、推薦委員会という）を設置する。
- 2 推薦委員会は正会員の中から役員候補者名簿を作成し推薦する。
- 3 正会員は推薦委員会による役員候補者名簿に基づいて役員を選出する。

第11条 顧問は会長が委嘱する。

## 第3章 総会及び会計年度並びに会計

第12条 総会は年1回開催し、会務、事業、会計その他必要な事項について審議する。

第13条 会長が必要と認めた場合及び正会員の10分の1以上の賛成があった場合は、臨時総会を開くことができる。

第14条 総会は正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した者は出席者とみなす。

第15条 総会の議事は出席者の過半数によって決し、賛否同数の場合は議長の裁決によるものとする。ただし、会則の変更は総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第16条 総会開催が困難な場合、役員会の決裁をもって総会議決に代えることができるものとする。ただし、その場合も可及的速やかに総会を開催して事後承認を受けなければならない。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

第18条 本会の会計事務に関する規程は別途定める。

## 第4章 附則

第19条 本会の運営に関する規程は別途定める。

第20条 本会則は、平成23年2月1日から実施する。

## 京都市立堀川高等学校振興会の運営に関する規程

京都市立堀川高等学校振興会（以下「本会」という）会則第 19 条に則り、本会の運営に関する規程について次の通り定める。

- 1 役員は次の通りとし、役員会を構成する。  
正副会長は PTA 正副会長が、理事は PTA 庶務・学年委員長・生涯学習委員長・広報委員長が、会計は PTA 会計が、監事は PTA 監事が、それぞれ兼務するものとする。
- 2 顧問は次の通りとし、必要に応じて役員会に出席する。  
校長、副校長、教頭、事務長
- 3 本会の運営にあたっては会則第 3 条に則り、次の事業を行う。
  - 教育活動・学習指導に関する研究・研修等の奨励と支援
  - 進路指導・生徒指導に関する取り組みの奨励と支援
  - 授業・講演会等への外部講師招へい等の取り組みの奨励と支援
  - 特別活動・部活動・学校行事・その他における生徒の自主活動の奨励と支援
  - 生徒募集に関する取り組みの奨励と支援
  - 教育環境整備に関する取り組みの奨励と支援
  - 図書館・実験室・実習室・体育施設等の充実に関する取り組みの奨励と支援
  - 生徒の学習支援に関する取り組みの奨励と支援
  - 安全や健康に関する取り組みの奨励と支援
  - 文化・芸術やスポーツに関する取り組みの奨励と支援
  - 豊かな心を養うための取り組みの奨励と支援
  - その他役員会において必要と認めた事業
- 4 定例総会は PTA 定例総会と兼ねて行う。
- 5 定例役員会は PTA 定例役員会と兼ねて行う。
- 6 正副会長及び理事は、総会において会務及び事業について報告し承認を得なければならない。
- 7 監事は会務及び事業について監査し、必要に応じて正会員に報告しなければならない。
- 8 その他必要な事項については役員会で決定し正会員に報告する。
- 9 本会の運営に関する規程は、平成 23 年 2 月 1 日から実施する。

(参考) 京都市立堀川高等学校振興会会則

第 3 条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。

第 19 条 本会の運営に関する規程は別途定める。

## 京都市立堀川高等学校振興会の会計事務に関する規程

京都市立堀川高等学校振興会（以下「本会」という）会則第 18 条に則り、本会の会計事務に関する規程について次の通り定める。

- 1 本会の運営に関する経費は、会費及び入会金並びに寄付金をもって充当する。
- 2 会費は次の通りとする。  
正会員：年額 1 口 1,000 円を 3 口（3,000 円）  
賛助会員：1 口 1,000 円を 1 口（1,000 円）以上
- 3 入会金は次の通りとする。  
平成 23 年度以降の正会員について、2,000 円
- 4 正会員は、1 世帯につき 1 名とする。
- 5 賛助会員には、個人として卒業時の 3 年生保護者、同窓生、団体として温親会（教職員の親睦会）、同窓会、教育財団の他、本会の活動に賛同する有志を募る。
- 6 経費の執行にあたっては会則第 3 条に則り、第 19 条に基づいて定められた本会の運営に関する規程に合致するものでなければならない。
- 7 会計は総会において予算及び決算について報告し承認を得なければならない。
- 8 監事は監査を行い総会において報告しなければならない。
- 9 会費及び入会金の額については役員会において決定し次年度から適用する。
- 10 年度途中において会費の変更を行う場合は、総会もしくは正会員による投票等を行い、過半数の賛同を得なければならない。
- 11 本会の会計事務に関する規程を変更する場合は、役員会において決定し、しかるべき時期に正会員に報告しなければならない。
- 12 本会の会計事務に関する規程は、平成 23 年 2 月 1 日から実施する。

（参考）京都市立堀川高等学校振興会会則

第 3 条 本会は京都市立堀川高等学校の教育振興及び教育条件整備等に寄与することを目的とする。

第 17 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 18 条 本会の会計に関する規程は別途定める。

第 19 条 本会の運営に関する規程は別途定める。